

CIT/VAT/FCT/PIT



1. 法人所得税(CIT)

i. 移転した企業に対するCIT税優遇

2014年6月18日付で財政省が発行したCircular78/2014/TTBTCには優遇地域から移転した企業に対するCITの税優遇措置に関する規定はありませんが、その後2014年12月17日付で税務総局が発行したガイダンスOL5636/TCT-CSによると、CIT税優遇を既に享受している企業が他の地域に移転した場合で、引き続き優遇要件を満たすのであれば、残りの期間についても税優遇を享受できることが規定されています。

ii. “優遇地域”に所在することによりCIT税優遇を享受している企業の、“その他の所得”に対する税優遇

税務総局が2014年12月19日付で発行したOL5711/TCT-CSによると、Circular78第18条4項にしたがい、2014年より前の法規に基づき“優遇地域”に所在することによりCIT税優遇を享受している企業は、当該優遇地域で得た“その他の所得”(資本譲渡及びプロジェクト譲渡による所得、石油・ガス・天然資源の探索・採掘による所得、特別消費税対象となるサービス提供による所得等を除く)についても税優遇を享受することができます。

iii. 不動産譲渡損失の繰越

税務総局が2014年12月24日付で発行したOL5805/TCT-CSによると、例えば2013年7月1日から2014年6月30日までのような変則的な決算期の企業の不動産譲渡損失は、以下のとおりに取り扱います。

- 2013年7月1日から12月31日までに発生した不動産譲渡損失は、2014年の不動産譲渡所得とは相殺できる一方、2013年7月1日から12月31日までの営業活動による所得(その他の所得を含む)とは相殺することはできません。
- 2014年1月1日から6月30日までに発生した不動産譲渡損失は、2014年1月1日から6月30日の営業活動による所得(その他の所得を含む)と相殺することができます。

iv. 拡大投資プロジェクトの判定

税務総局が2014年12月31日付で発行したOL5928/TCT-CSによると、企業がプロジェクトのキャパシティを拡大するために、投資許可証を改訂して総投資額を増加する場合、当該投資は機械及び設備の通常維持管理目的の投資ではなく拡大投資として認定されます。

2. 付加価値税(VAT)

i. 土地に付随した資産の譲渡に対するVAT

税務総局が2014年12月9日付で発行したOL5499/TCT-CSによると、企業が土地に付随した資産(店舗、建物、その他インフラ設備等)を売却する場合(土地を売却しない)は、当該売却はプロジェクト譲渡としては認められず、現行法に基づきVATの課税対象となります。

ii. 仕入VAT控除及び還付を適切に受けるための、ノンキャッシュ払い証憑(銀行送金証憑)に関するガイダンス

税務総局は2014年12月24日付で、仕入VAT控除及び還付を適切に受けるための銀行送金証憑に関するガイダンスとして、OL5806/TCT-CSを発行しました。OL5806では、仕入VAT控除及び還付を適切に受けるために銀行証憑に記載されるべき情報(送金資料番号、日付、支払者及び受領者のID番号・パスポート番号、取引内容等)等について規定されています。

iii. 輸出加工型企業(EPE)がベトナムのローカル企業に土地使用権の賃貸権を譲渡する場合の所得に対するVATの取扱

税務総局が2014年12月30日付で発行したOL5892/TCT-CSによると、EPEがベトナムローカル企業に土地使用権の賃貸権を譲渡する場合、当該譲渡取引はEPEの主たる事業ではないため、VAT課税対象となります。

3. 外国契約者税(FCT)

i. 保税倉庫を通じて商品を販売する場合のFCT

税務総局が2014年12月19日付で発行したOL5722/TCT-CSによると、外国企業が商品を輸入して保税倉庫に保管し、それを非関税地域に所在するベトナム企業に販売する場合、当該取引は外国企業がベトナム国内で行う販売取引と認められ、FCT課税対象となります。

4. 個人所得税(PIT)

i. PIT控除後の純額で給与を受け取る駐在員のPIT還付手続

税務総局が2014年12月31日付で発行したOL5954/TCT-TNCNIによると、PIT控除後の純額で給与を受け取る駐在員のPIT支払額が過払いだった場合の還付手続は以下のとおりとなります。

- 個人納税者が税務当局に直接申告している場合は、PIT過払額は個人に還付されます。個人が、給与支払組織(会社など)に確定申告を委任している場合は、PIT過払額はいったん当該給与支払組織に還付され、個人へ還付される額は、給与支払組織と個人との労働契約に基づいて決定されます。
- 個人が給与支払組織にPIT確定申告及びPIT過払額の還付手続を委任する場合の委任状は、以下の条件を満たす必要があります。
 - 外国において外国語で作成する場合は、領事による認証が必要になります。
 - ベトナムにおいてベトナム語で作成される場合で、PIT過払額が個人の口座に還付される場合はベトナム当局による公証は不要ですが、本人以外の口座に還付されることを希望する場合はベトナム当局による公証が必要になります。

ii. 雇用者が従業員に代わって賃貸住宅費のみを支払い、他の一切の給与手当を支給しない場合のPIT課税所得の取扱

税務総局が2014年12月30日付で発行したOL5922/TCT-TNCNIによると、雇用者が従業員に代わって賃貸者に賃貸住宅費のみを支払い、他の一切の給与手当所得を支給しない場合は、住宅手当に対する課税所得の15%上限規定を算定する基礎がないため、当該代理支払い住宅手当は全額課税対象となります。なお、住宅手当の算定期間は給与に対するPIT算定期間に基づいて決定されます。

5. 2015～2018年の輸入関税に関する特別優遇措置

財政省は、ベトナムと近隣諸国との間の貿易協定を遂行するため、2015年1月1日から2018年12月31日までの期間の輸入関税に係る特別優遇措置を規定するCircularを、2014年11月14日付で発行しました。

- ATIGA関税表(Circular 165/2014/TT-BTC) — ASEAN9カ国からベトナムに直接輸入する商品に対して適用
- ACFTA関税表(Circular 166/2014/TT-BTC) — ASEAN9カ国及び中国からベトナムに直接輸入する商品に対して適用
- AKFTA関税表(Circular 167/2014/TT-BTC) — ASEAN9カ国及び韓国からベトナムに直接輸入する商品に対して適用
- AANZFTA関税表(Circular 168/2014/TT-BTC) — ASEAN9カ国、オーストラリア及びニュージーランドからベトナムに直接輸入する商品に対して適用
- AIFTA関税表(Circular 169/2014/TT-BTC) — ASEAN9カ国及びインドからベトナムに直接輸入する商品に対して適用

上記の関税表はベトナム国内の非関税地域から輸入する商品に対しても適用されます。

Contact Us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
 税務・投資・コーポレートサービス
 ビジネスアドバイザリーサービス
 ファイナンシャルアドバイザリーサービス
 ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

谷中 靖久
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

古屋 秀規
 アシスタントマネジャー
 E: hfuruya@kpmg.com.vn

松木 摩耶子
 公認会計士(日本)
 アシスタントマネジャー
 E: mmatsuki@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong – 日本語可
 シニア
 E: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
 Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,
 Me Tri, Tu Liem, Hanoi.
T: +84 4 3946 1600
F: +84 4 3946 1601
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

渡 喬
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: takashiwatari@kpmg.com.vn

金岡 秀浩
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

田村 陽一
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: ytamura1@kpmg.com.kh

Nguyen Thi My Duy – 日本語可
 アシスタントマネジャー
 E: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
 115 Nguyen Hue Street, District 1,
 Ho Chi Minh City.
T: +84 8 3821 9266
F: +84 8 3821 9267
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

有限責任 あずさ監査法人 ベトナムデスク

東京事務所
 Otemachi Financial City South Tower,
 9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之
 シニアマネジャー
T: +81 3354 8805
F: +81 3354 8815
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
 Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂
 パートナー
T: +81 6 7731 1000
F: +81 6 7731 1011
E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

kpmg.com.vn

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.